

長野県で寄せられたご意見

事 項	回 答
I 災害関係	
<p>○浸水被害を受けたりんごの選果場について、高台に移転・集約しようと考えているが、すべて移転しないと、支援対象とならないのか。</p>	<p>○被災した選果場の移転や集約については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の被災産地施設支援対策の活用が可能です。移転の場合、一部機能の移転であっても対象になり得ますが、移転する機能の割合に応じて補助金額は按分となります。</p> <p>○また、本事業においては、移転先の土地造成については支援しておりません。県からの情報では、既にグループ補助金を活用し、(移転せずに同じ場所で)再建する方向で検討が進んでいるとお聞きしておりますが、ご不明な点があれば県にご相談願います。</p>
<p>○土砂の撤去について、果樹から畑作に作付を転換する場合も、支援対象としてほしい。</p>	<p>○土砂流入等により被災した農地については、復旧後の作付の種類に関わらず、土砂の撤去と一体的に実施する伐根等を市町村等が事業主体となる災害復旧事業で支援することが可能です。</p> <p>○なお、畑作へ転換した後、農業機械の導入や高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な生産資材の導入経費については、生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策により、支援が可能です。</p>

<p>○軽トラ購入補助について、グループ補助金の要件が厳しいので、産地パワーアップのメニューに加えてほしい。 また、中古も対象にしてほしい。</p>	<p>○産地生産基盤パワーアップ事業は、TPP 等関連対策として措置された事業であり、災害対策を目的とした事業ではないこと、また本事業では、軽トラックのような農業生産以外の用途に利用できる汎用性の高いものは補助対象としていないことについてご理解いただければと思います。</p> <p>○なお、台風第 19 号等により被害を受けた農業用機械の修繕・再取得については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の被災農業者支援型により支援することとしていますが、同じく軽トラックのような農業生産以外の用途に利用できる汎用性の高いものは補助対象としていません。</p> <p>○一方で、レンタルの場合は、持続的生産強化対策事業のうち産地緊急支援対策において、運搬用トラックが水没等の被害を受け、営農再開のための作業に必要な時期までに調達できない場合などについて、運搬用トラックのレンタル経費について補助対象としているので、必要な場合には農政局や長野支局にご相談ください。</p>
<p>○消毒用スピードスプレーヤーが足りないので、必要数を確保してほしい。</p>	<p>○農業機械メーカー団体の日本農業機械工業会を通じて、スピードスプレーヤーの供給見通しを調査した上で、不足する期間が相当な場合は、全農など関係機関と、流通在庫・中古機械の利用ができるか等について調整の上、情報提供を行います。</p>
<p>○果樹の支援対策について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入保険又は共済へ加入すること ・経営面積の被害が過半であること ・矮化に取り組むこと 	<p>○被害果樹の改植については、経営規模の過半に達しない場合であっても支援の対象としております。</p> <p>○その上で、経営面積の過半に達する大規模な改植を行う場合には、改植への支援</p>

<p>などの要件を外して欲しい。</p>	<p>に加え、早期成園化や営農の継続・発展のための、大苗の育成や代替農地での営農等の取組への支援を新たに措置したところです。なお、雇用型の大規模経営体が1ha以上の規模で改植を行う場合は、経営面積の過半に達しなくても本支援の対象としております。</p> <p>また、改植への支援においては、わい化栽培が必須要件ではなく、慣行樹形への改植も支援対象としています。</p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">支援単価</td> <td style="padding: 0 10px;">りんご慣行</td> <td style="padding: 0 10px;">17万円/10a</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 0 10px;">りんごわい化</td> <td style="padding: 0 10px;">33万円/10a</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="padding: 0 10px;">りんご新わい化</td> <td style="padding: 0 10px;">53万円/10a</td> </tr> </table> <p>○収入保険又は果樹共済への加入を要件とすることについては、近年大規模な災害が多発しており、いつ何時、再度今回のような災害に見舞われるかわからない状況の中、今後の災害に備え、被害農家の皆様の経営安定を図る上でも必要なことと考えておりますのでご理解願います。</p> <p>○なお、改植予定の園地や改植した園地については、改植の当年ではなく、平準収穫が見込めるようになった際に、果樹共済・収入保険に加入していただくことで構いません。</p>	{	支援単価	りんご慣行	17万円/10a			りんごわい化	33万円/10a			りんご新わい化	53万円/10a
{	支援単価	りんご慣行	17万円/10a										
		りんごわい化	33万円/10a										
		りんご新わい化	53万円/10a										
<p>○改植を免れた園地の支援について、収入保険や共済の要件を外して欲しい。</p>	<p>○収入保険又は果樹共済への加入を要件とすることについては、近年大規模な災害が多発しており、いつ何時、再度今回のような災害に見舞われるかわからない状況の中、今後の災害に備え、被害農家の皆様の経営安定を図る上でも必要なことと考えておりますのでご理解願います。</p>												

<p>○土砂の撤去を県と市が発注した業者が実施しているが、業者間の連携が取れていないので、うまく調整してほしい。</p>	<p>○関東農政局長野県拠点地方参事官室（長野支局）に、現状について、JAにあらためて確認しましたところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月末頃までは、参入業者も少なく、行政の対応も不慣れなこともあり、行政・業者・農業ボランティアの間の情報共有が図られず、作業が進まなかったとの認識 ・12月以降は、参入業者が37社と拡充され、行政・業者・農業ボランティアで定期的に会議も開催し、情報共有を行い、土の運搬調整や施工管理に苦慮している面があるものの、当初よりスムーズに作業が進んでいるとの認識と伺っております。
<p>○水田の浸水被害に対する土砂撤去等の支援は、収穫後や稲が倒伏していないと支援されないのか。</p>	<p>○災害により土砂等が流入した農地については、堆積土砂の代表地点を計測し、平均厚さが5センチメートル以上かつ、事業費の合計が40万円以上であれば、作物の状態に関わらず、災害復旧事業の支援対象となります。</p> <p>○また、激甚指定された災害については、国庫補助の要件を満たさない40万円未満の被害について、市町村単独事業で復旧した費用に対して、国の地方財政措置（起債充当率：農地74%、算入率：100%）が適用されます。</p> <p>○さらに、土砂撤去に加え、台風19号等によりこれまでにない大規模な浸水被害が生じたことを踏まえ、今般の災害対策では、堆積した稲わらの撤去（5,000円/m³）や土づくり（1万円/10a：未収穫ほ場含む）等の支援策を盛り込んだところです。（参考）木島平村では稲わら撤去を申請済み（1,300万円）</p> <p>○今後とも、その時々被害状況を踏まえ、必要な営農再開支援を実施してまいり</p>

	ます。
○山の上の国営農地が被害を受けており、その復旧を進めてほしい。	<p>○国営飯山開拓地区（工期：S58～H6、受益面積：260ha）では、台風19号により農地法面が崩壊し、農地、道路、水路等の被害が発生しました。</p> <p>○これらについて、国庫補助の災害復旧事業により復旧するため12月に災害査定が終了しました。また、国庫補助の要件を満たさない40万円未満の被害については、国の地方財政措置（起債充当率：農地74%、算入率：100%）による支援を受け、市単独事業で復旧する予定です。それぞれの事業について、農家と調整の上、順次工事発注する予定です。</p>

事 項	回 答
<p>Ⅱ 災害以外</p>	
<p>○産地パワーアップ事業について、長野市から、実施できないと言われたが、なぜか。</p>	<p>○産地生産基盤パワーアップ事業では、産地が地域の営農戦略として「産地パワーアップ計画」を定めることにより、その計画に参加する意欲ある農業者等が行う高収益な作物・栽培体系への転換などを図るための施設の整備、機械・資材の導入等を総合的に支援しています。</p> <p>○産地パワーアップ計画は、産地としての成果目標を定めるものですが、「産地」の取り方など工夫次第で取り組んでいただけるケースも多いので、まずは県や農政局などとよくご相談ください。</p>
<p>○新規就農里親研修を農業次世代人材投資事業（準備型）の対象としてほしい。</p>	<p>○農業次世代人材投資事業（準備型）の先進農家での研修においては、研修生に過重な無償労働を強いる等の不適切な事例が発生した実態もあったことから、令和元年度から、<u>先進農家での研修を受ける場合は、「農の雇用事業」を活用して、雇用契約による安定した立場で研修できるよう見直したところ</u>です。</p> <p>○一方、実際に事業を実施したところ、雇用による研修の受け皿となり得る経営体が少なく「農の雇用事業」への移行が進まなかったこと、また、自治体や就農希望者等から、個々が目指す経営スタイルに応じた多様な選択が可能な支援策を望む声が多くありました。</p> <p>○このため、令和2年度から、研修機関等の認定基準の中に、適切な研修環境体制が整備されていることを確認する基準を加え、その認定を研修先の先進農家が受けることを条件に、その先進農家で研修を受ける者を支援対象とする見直</p>

	<p>しを行うこととしています。</p> <p>【研修先の主な基準】 ※下線が追加項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 研修の年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムを整備していること イ 研修を実施できる指導者を確保しており、施設・機械等を備えていること ウ 生産技術だけでなく、経営に必要な販売・流通・マーケティング等に関する研修内容を設定すること エ 研修時間は原則1日8時間を超えず、一定の休憩時間（研修時間6時間超で途中45分以上の休憩等）や休日（毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上）を確保すること オ 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること カ 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること 等
<p>○収入保険について、100%補助できないか。</p>	<p>○収入保険については、農業者の収入減少を補てんする際に、①補償限度（90%を上限に選択）及び②支払率（90%を上限に選択）を設けております。</p> <p>①補償限度については、基準収入を少しでも下回った場合に補てんすることとすれば、毎年相当数の農業者が保険金等の支払の対象となるとともに、事務コストも増嵩することとなり、加入者の保険料・付加保険料（事務費）が高くなるといった問題があることから設けています。これは、農業共済と同様の取扱です。</p> <p>②また、支払率については、農業共済と異なり、収入保険では、自然災害以外による収入減少も補償の対象としていることから、保険期間の収入が補償限度を下回ることが明らかとなった際に、それ以降の経営努力を怠るといったモラルハザードを防止する必要があるため、設けているものです。</p>

<p>○収入保険の支払いが6月までこず、至急の資金が必要。また、掛け金が、掛け捨てだけで100万円を超えて高い。</p>	<p>○収入保険については、保険期間中であっても、自然災害や価格低下等により、補てんの受取が見込まれる場合は、NOSAI 全国連から無利子のつなぎ融資を受けることができますので、そのような事態が発生した場合は、お近くの農業共済組合に状況をお伝えいただき、融資についてにご相談ください。</p> <p>○また、本年1月からは、保険料の負担が自分には大きいといった農業者の声を踏まえて、補償の下限を選択することにより、保険料を最大約4割安くして加入できるタイプを新たに設けております。</p>
<p>○地域の農業関係事業の地元雇用を確保したいので、支援してほしい。</p>	<p>○農林水産省は、「農業の新しい働き方確立支援事業」により、短時間勤務やフレックスタイム制を導入するなど、柔軟な勤務体系を整備しつつ、労働力確保に取り組む地域に対し、社会保険労務士の助言や人材募集に係る経費を定額（上限：350万円/年）で最大3年間助成しているところです。</p> <p>○長野県では、JA長野中央会を中心に「JA長野県農業労働力支援センター」を組織し、令和元年度から本事業を活用しているため、本センターに御相談いただければ、一緒に問題解決していくことができると考えます。</p> <p>【JA長野県農業労働力支援センター事務局】 JA長野中央会営農支援室 小口 修弥 調査役 TEL:026-236-2019</p>

事 項	回 答
Ⅲ森林関係	
○森林環境譲与税の市町村の配分について不満	<p>○森林環境譲与税の譲与基準については、森林整備等が用途の中心であることを踏まえるとともに、木材利用を促進することが間伐材の需要増加に寄与することや、納税者の理解が必要であることなどを勘案し、私有林人工林面積5割、林業就業者数2割、人口3割に設定された経緯であると承知しております。</p> <p>○森林環境譲与税は昨年4月にスタートしたばかりであることもあり、まずは本税創設の趣旨に則し、効果的な活用の実績を積み重ね、納税いただく国民の皆様の理解を深めていくことが肝要と考えています。農林水産省としては、山間部における森林整備から、都市部における木材利用までの間の好循環が生まれるよう、総務省とも連携し、引き続き取組事例の紹介などを通じた支援を行ってまいります。</p> <p>○なお、来年度から森林環境譲与税の譲与額が見直しされる予定であり、市町村では今年度譲与額の約2.1倍となる見込みです。是非、森林整備等に積極的にご活用いただければと思います。</p> <p>(※1/27 林野庁森林利用課から長野県森連副会長へご説明済み。)</p>